

議会の委任による市長の専決処分について

地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を別紙のとおり指定するものとする。

令和3年10月5日提出

秦野市議会運営委員会
委員長 川口 薫

提案理由

地方自治法第180条第1項の規定により、市長が専決処分できる事項を改めるため、議決を求めるものであります。

議会の委任による市長の専決処分について

次に掲げる事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができるものとする。

- 1 本市が義務を負う損害賠償で、その金額が100万円以下のもの
- 2 本市が当事者となる和解で、その目的に係る金額が100万円以下のもの
- 3 簡易裁判所に対して民事訴訟法（平成8年法律第109号）に規定する少額訴訟の申述をして、金銭の支払請求を目的とする訴えを提起すること。
- 4 議決により締結した工事請負契約について、その契約金額の10パーセント以内の額に係る変更契約を締結すること。ただし、変更することができる額は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秦野市条例第32号）第2条に規定する額未満とする。
- 5 次の各号に掲げる場合において、条例の改廃をすること。
 - (1) 法令の改正等に伴い、その法令の題名、条項又は用語を引用する条例の規定を整理する必要性が生じ、かつ、本市がその条例の改正をするに当たり、独自の判断をする余地がないとき。
 - (2) 法令の改正等に伴い、条例の改廃の必要性が生じ、議決に要する時間的余裕がないとき。
- 6 次の各号に掲げる場合において、緊急に必要となる予算を補正すること。
 - (1) 災害又は突発的な事故に伴う維持補修又は工事を行うとき。
 - (2) 解散、欠員等の理由に基づく選挙を行うとき。
 - (3) 市民生活又は市の事務に著しい支障が生じるおそれがあるため、迅速な対応が必要であると認められるとき。
 - (4) 既決予算の目的及び内容を超えない範囲において、迅速な対応が必要であると認められるとき。

附 則

- 1 この議決の効力は、令和4年1月1日から生じるものとする。
- 2 議会の委任による市長の専決処分について（平成19年12月14日議決）は、令和3年12月31日限り、その効力を失うものとする。